

お知らせ

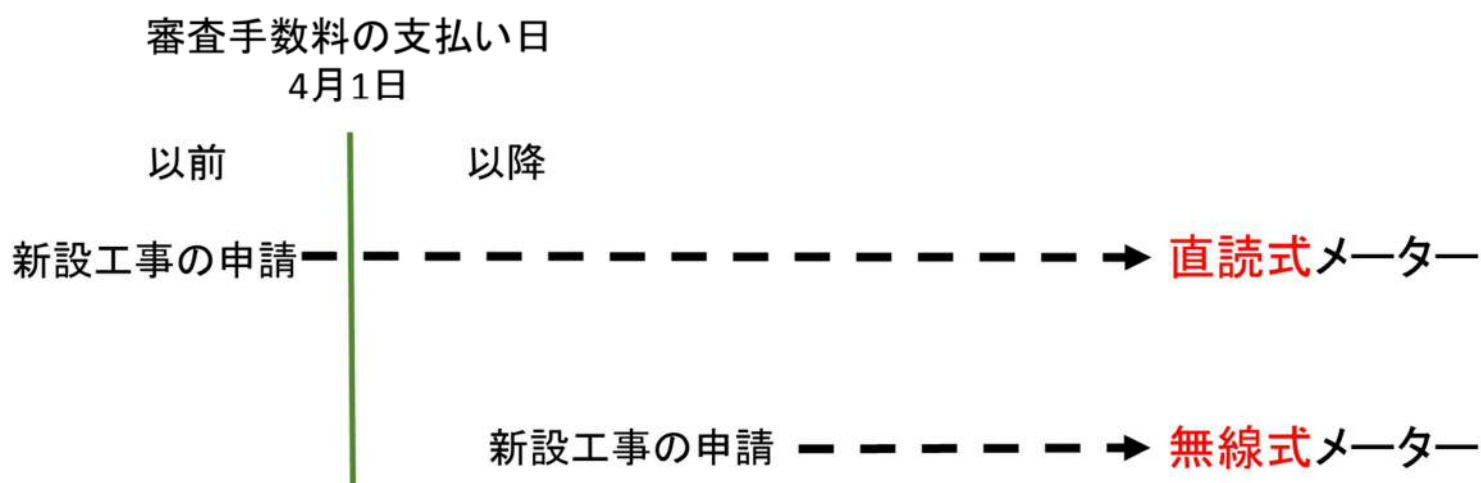
令和 3 年度から厚別区と同様に**南区**と**清田区**に設置する地下式メーターは、直読式メーターから**無線式メーター**に変わります。

対象は令和 3 年 4 月 1 日以降に審査手数料を納入のものからとなります。

また、3 月 31 日までに審査手数料納入済みの臨時給水を伴う新設工事※は直読式メーターの支給となります。

※臨時給水時に使用するメーターを本給水流用する申請

新設工事のみの場合



臨時給水を伴う新設工事の場合

